

【誤】

（2）是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は36,808件（対前年度比40.3%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が7,663件（20.8%）、労働施策総合推進法関係が645件（1.8%）、パートタイム労働法関係が5,789件（15.7%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が3,752件（10.2%）、育児・介護休業法関係が18,959件（51.5%）であった（図1-2）。



【正】

（2）是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は36,394件（対前年度比41.0%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が7,663件（21.1%）、労働施策総合推進法関係が645件（1.8%）、パートタイム労働法関係が5,789件（15.9%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が3,338件（9.2%）、育児・介護休業法関係が18,959件（52.1%）であった（図1-2）。



【誤】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 1,778 企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業 1,309 社 (73.6%) に対し、3,752 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が 618 件 (16.5%) と最も多く、次いで「第17条(短時間・有期雇用管理者の選任)」が 590 件 (15.7%)、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」が 555 件 (14.8%) となっている(表4-2-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を1,647件行った。

表4-2-2 是正指導件数の推移

	令和2年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	618	16.5%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2	0.1%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	456	12.2%
第8条関係 (不合理な待遇の禁止)	42	1.1%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0.0%
第10条関係 (資金の均衡待遇)	130	3.5%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	95	2.5%
第12条関係 (福利厚生施設)	1	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	544	14.5%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	555	14.8%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	4	0.1%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	176	4.7%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	590	15.7%
その他 (指針等)	539	14.4%
合計	3,752	100.0%

【正】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 1,778 企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業 1,309 社 (73.6%) に対し、3,338 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が 618 件 (18.5%) と最も多く、次いで「第17条(短時間・有期雇用管理者の選任)」が 590 件 (17.7%)、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」が 555 件 (16.6%) となっている(表4-2-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を1,647件行った。

表4-2-2 是正指導件数の推移

	令和2年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	618	18.5%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2	0.1%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	456	13.7%
第8条関係 (不合理な待遇の禁止)	42	1.3%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0.0%
第10条関係 (資金の均衡待遇)	130	3.9%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	95	2.8%
第12条関係 (福利厚生施設)	1	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	544	16.3%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	555	16.6%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	4	0.1%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	176	5.3%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	590	17.7%
その他 (指針等)	125	3.7%
合計	3,338	100.0%